

社会福祉法人大分県社会福祉協議会定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、大分県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第 2 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
- (5) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (10) 共同募金事業への協力
- (11) 民生委員・児童委員の連絡・調整
- (12) 日常生活自立支援事業
- (13) 社会福祉事業に関する苦情解決事業
- (14) 福祉サービス評価事業
- (15) 生活福祉資金等貸付事業
- (16) 社会福祉事業従事者の福利厚生
- (17) 善意銀行の運営
- (18) ボランティア・市民活動センターの運営
- (19) 大分県社会福祉介護研修センターの管理・経営
- (20) 大分県福祉人材センターの業務の実施
- (21) 大分県介護実習・普及センター運営
- (22) 大分県高齢者総合相談センター運営
- (23) 大分県総合社会福祉センターの設置運営
- (24) 大分県身体障害者福祉センターの管理・経営
- (25) 高齢者の社会活動促進に関する事業
- (26) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名 称)

第 3 条 この法人は、社会福祉法人大分県社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第 4 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第 5 条 この法人の事務所を、大分県大分市大津町 2 丁目 1 番 41 号に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 6 条 この法人に評議員 13 名以上 27 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 7 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、事務局員 2 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第 8 条 社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第 9 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第 6 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 10 条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 11 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第 16 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人

（役員及び会計監査人の定数）

第18条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以上を副会長とし、理事のうち1名を常務理事、1名を業務執行理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とする。
- 4 この法人に、法令の定める基準に従い会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第19条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員資格）

第20条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行す

る。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事及び業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、常務理事及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 23 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 24 条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 理事又は監事は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 25 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。
- (役員及び会計監査人の報酬等)
- 第26条 役員は、これを支給しない。ただし、常勤の役員には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 役員は、報酬及び費用の弁償に関する規程は、これを別に定める。
 - 4 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

第5章 顧問

(顧問)

- 第27条 この法人に顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
 - 4 任期については、役員に準ずる。

第6章 理事会

(構成)

- 第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第30条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

- 第31条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 会員

(会員)

第 34 条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第 8 章 種別協議会及び委員会

(種別協議会及び委員会)

第 35 条 この法人に種別協議会及び委員会を置くことができる。

- 2 種別協議会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 3 種別協議会及び委員会に関する規程は、別に定める。

第 9 章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第 36 条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会(以下「運営適正化委員会」という。)を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第 37 条 運営適正化委員会の委員は 10 名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第 38 条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第 39 条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第 40 条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第 41 条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第 9 章の 2 福祉サービス評価センターおおいた

(福祉サービス評価センターおおいたの設置)

第 41 条の 2 この法人に、第 2 条第 14 号に掲げる福祉サービス評価事業を所掌する福祉サービス評価センターおおいた（以下「評価センター」という。）を置く。

(評価センターの運営及び代表委員)

第 41 条の 3 評価センターは、会長が委嘱する委員をもって構成する福祉サービス評価委員会（以下「評価委員会」という。）によって運営を行うものとする。

2 第 21 条第 2 項の規定にかかわらず、評価センターを代表し評価センターを統括する者として代表委員を置き、委員の互選により定める。

(評価委員会の構成)

第 41 条の 4 評価委員会の委員の定数は、4 名とする。

2 評価委員会の委員は、公正・中立的な立場にあり、かつ、学識経験のある者又は第三者福祉サービス評価事業に識見を有する者のうちから会長が委嘱する。

3 委員の任期は、4 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 41 条の 5 評価委員会の会議は、代表委員が招集し、これを主宰する。

2 評価委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表委員の決するところによる。

(委員の解任)

第 41 条の 6 会長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解任されることがない。

(評価調査者)

第 41 条の 7 評価業務に従事する者として、評価センターに評価調査者を置く。

(事務局)

- 第 41 条の 8 評価センターの事務を処理させるため、評価センターに事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
 - 3 事務局及び職員に関する必要事項は、会長が別に定める。

(業務の報告)

- 第 41 条の 9 評価センターは、その業務の状況及びその成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

- 第 41 条の 10 評価センターの運営については、この定款に定めのあるもののほか、必要な事項は会長が定めるものとする。

第 10 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

- 第 42 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 この法人に、事務局長を 1 名置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。
 - 3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第 11 章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第 43 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、公益事業用財産及びその他財産の 3 種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 現金 15,000,000 円
 - (2) 建物 大分市大津町 2 丁目 1 番 41 号に所在する
鉄筋コンクリート造
地下 1 階地上 4 階建
総合社会福祉センター 1 棟 (延面積 3,000.43 m²)
 - 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
 - 4 公益事業用財産は、第 52 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
 - 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第 44 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、大分県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大分県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る）

（資産の管理）

第 45 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 46 条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 47 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 48 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 49 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会に

において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第 51 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

第 12 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 52 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 大分県総合社会福祉センターの運営
- (2) 福祉サービス評価事業
- (3) 民間社会福祉施設職員退職共済支援事業
- (4) 介護福祉士修学資金等貸付事業
- (5) 保育士修学資金等貸付事業
- (6) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- (7) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第 13 章 解散及び合併

(解 散)

第 53 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 54 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第 55 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意のうえ、評議員会の決議を得て、大分県知事の認可を受けなければならない。

第 14 章 定款の変更

(定款の変更)

- 第 56 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大分県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大分県知事に届け出なければならない。

第 15 章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第 57 条 この法人の公告は、社会福祉法人大分県社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

- 第 58 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

本会の設立当初の会長、副会長、理事及び監事は、次のとおりとする。
ただし、本定款第 2 章に定める役員が就任するまでとする。

会 長 (理事)	加 藤 初 夫
副会長 (理事)	首 藤 卓 美
理 事	荒 金 啓 治 河 越 順 市
	大 津 和 夫 木 南 宗 重
	矢 野 六 七 吉 岩 久 ツ ナ
	宇 藤 伊 太 郎 大 塚 基 比 古
	林 ア キ エ
監 事	猪 原 関 治 郎 帆 足 琢 磨

附 則

この定款は、昭和 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 30 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 33 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 39 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 40 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、昭和 53 年 3 月 30 日から施行する。
- 2 本定款第 20 条第 2 項の規定による評議員の定数は、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この定款は、昭和 57 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、昭和 61 年 9 月 18 日から施行する。
- 2 本定款第 6 条第 1 項に規定する会長、副会長の選任は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この定款は、昭和 62 年 7 月 31 日から施行する。
- 2 第 2 条第 11 号の規定は昭和 62 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この定款は、平成 2 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 4 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 4 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 5 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 7 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 7 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 10 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この定款の一部改正は、平成 13 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この定款の一部改正による改正後の定款（以下「改正後の定款」という。）第 7 条第 1 項の規定は、施行日後最初に行われる会長及び副会長の選任から適用する。
- 3 施行日において現に就任している役員任期は、改正後の定款第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この定款は、平成 14 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 16 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 17 年 2 月 17 日（大分県知事の認可のあった日）から施行する。

附 則

この定款は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 18 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 23 年 5 月 24 日（大分県知事の認可のあった日）から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。